

島教指第1126号
令和2年3月3日

各県立高等学校長 様

島根県教育委員会教育長
(教 育 指 導 課)

新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明
した場合の臨時休業における対応について (通知)

令和2年2月28日付け島教総第886号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における対応について」において通知したとおり、県立学校においては、県内で新型コロナウイルスの感染例が判明した場合は、できる限り速やかに臨時休業の措置をとることとしています。

つきましては、臨時休業にあたっての対応を下記のとおりとしますので、各学校におかれましては、対応にあたっての準備をよろしくお願いいたします。

記

【事前の準備】

1. 生徒、保護者及び教職員の連絡体制を整備する。
2. 生徒への家庭学習にかかる課題等を準備する。
3. その他、必要に応じて対応方針を決定する。

【県内で感染例が判明した際の対応】

学校企画課からFAXを送信するとともに、校長に電話連絡をする。連絡を受けた校長は速やかに臨時休業措置をとる。

【臨時休業に至った場合の対応】

1. 臨時休業期間は春休み(学年末休業)開始日までとする。
なお、臨時休業の解除については県教育委員会から別途指示する。
2. 各種学校行事は、終業式、離任式等を含め実施しない。
3. 新入生の事前指導、在校生の教科書販売等、新年度に向けたやむを得ない準備については実施できることとする。但し、感染防止の観点から、必要最小限の内容に絞り、時間を短縮する、クラスなどにより実施時間に差を設ける等、生徒が長時間一箇所に集まらないよう配慮する。
4. 部活動及び各種の校外活動は実施しない。
5. 補充授業、追認試験等は、臨時休業期間中には実施しない。これに関する特別な対応については別途通知する。(令和2年3月3日付け島教指第1124号)
6. 寄宿舍・寮は閉じる。
7. 休業期間中における生徒との個別面接等は実施しない。
8. 休業期間中における生徒の生活に係る留意事項については、別添文書を参考に、各学校で指導に努める。

【本件担当】

島根県教育庁教育指導課
学力育成スタッフ
電話 0852-22-5412